

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年 8 月 7 日 |
| 【会社名】 | 三菱重工業株式会社 |
| 【英訳名】 | Mitsubishi Heavy Industries, Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 宮永 俊一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区港南二丁目16番 5 号 |
| 【電話番号】 | (03) 6716-3111 (大代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | グローバル財務部グループ長 (財務グループ) 草刈 究 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区港南二丁目16番 5 号 |
| 【電話番号】 | (03) 6716-3111 (大代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | グローバル財務部グループ長 (財務グループ) 草刈 究 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 4,371,381,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番 2 号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の 1) |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年7月31日付で提出いたしました有価証券届出書について、平成27年8月7日付で四半期報告書（平成27年度第1四半期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日））を提出したことに伴い、当該四半期報告書を参照情報に追加し、必要な修正をするため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第三部【参照情報】

（訂正前）

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度平成26年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）平成27年6月26日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成27年7月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月30日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（平成27年8月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を平成27年8月4日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照情報としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年7月31日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成27年7月31日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

<以下省略>

(訂正後)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度平成26年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)平成27年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

平成27年度第1四半期(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)平成27年8月7日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成27年7月31日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月30日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日(平成27年8月4日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を平成27年8月4日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照情報としての有価証券報告書および四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成27年8月7日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成27年8月7日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

<以下省略>